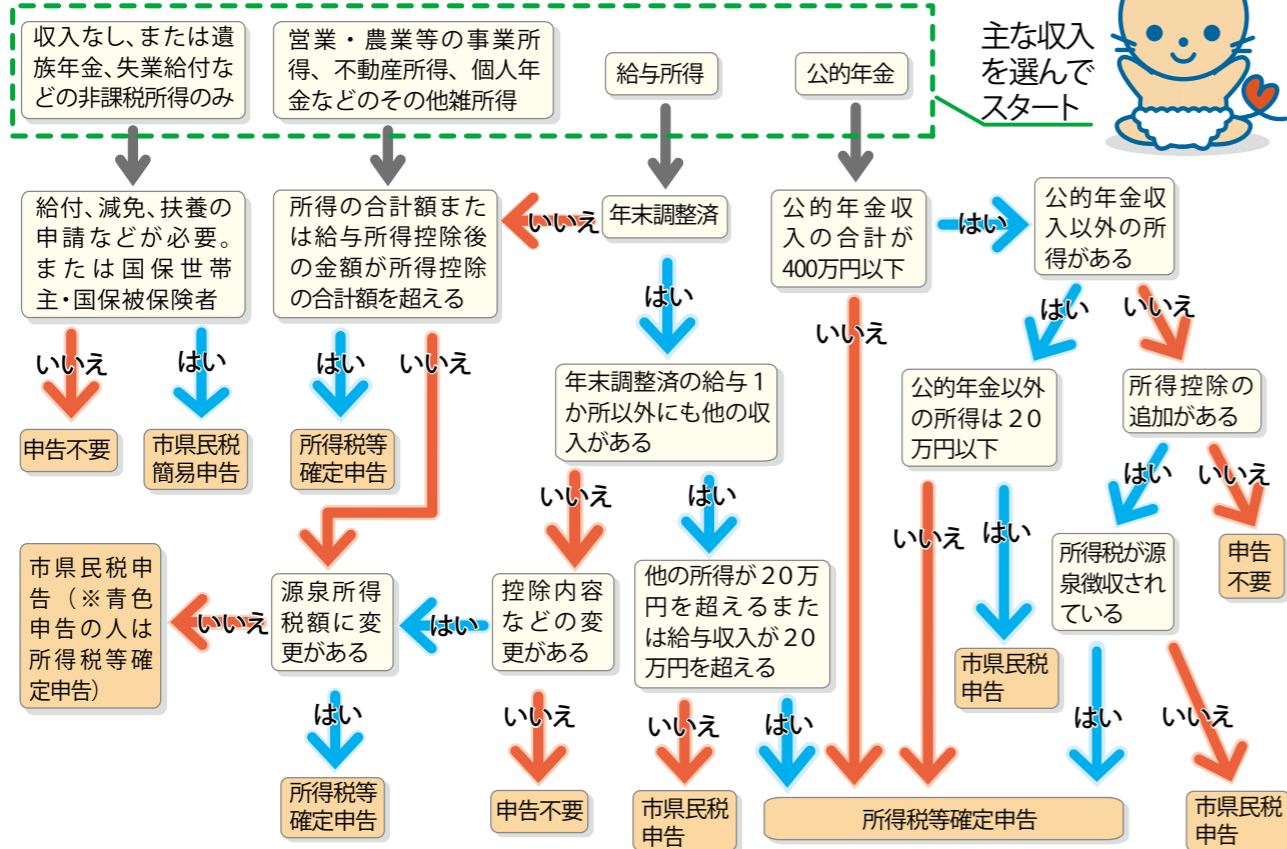


●どのような申告が必要になるかの目安

表は目安です。当てはまらない場合は倉敷税務署か税務課にお問い合わせください。



所得税の確定申告

市県民税・国民健康保険税の申告

所得税などの確定申告と市県民税・国民健康保険税の市内申告会場での相談期間は、2月15日(木)から3月15日(木)までです。6ページの日程表を参考に申告をしてください。
 毎年、申告会場は混雑します。待ち時間の短縮のため、事前に医療費の集計(医療費控除の明細書の作成)、収支内訳書などの作成をお願いします。
 また、スムーズに申告を済ませるため、「申告の手引き」や国税庁のホームページなどを参考に申告書を自主作成し、郵送や電子申告(e-Tax)で提出することもできます。

昨年からの変更点

医療費控除は領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になります

平成29年分の確定申告から領収書が提出不要になりました

- 医療費の領収書は自宅に5年間保存する必要があります
- 平成29～31年分の確定申告については、医療費の領収書の添付または提示(昨年度と同じ方法)によることもできます
- 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略することができます

医療費通知とは？

医療費通知とは、健康保険組合が発行する「医療費のお知らせ」などで、次の6項目が記載されたものです。
 ①被保険者などの氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた人の氏名
 ④療養を受けた病院などの名称 ⑤被保険者などが支払った医療費の額
 ⑥保険者などの名称

医療費控除の明細書の記載例

(1)医療を受けた人の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額
総社 太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円
"	△△薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円
"	JR. □□バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560円
総社 花子	××病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400円

どちらか一方の選択適用

セルフメディケーション税制

対象医薬品は、医療用医薬品から薬局などで購入できる一般用医薬品に転用されたもの。上のマークが共通識別マークです。

医療費控除

セルフメディケーション税 控除対象

新制度

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

健康のために一定の取り組み(※)を行っている申告者が、本人や生計を一にする配偶者、その他の親族などに係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に、その年間購入額が1万2000円を超えるときは、超えた部分の金額(上限8万8000円)を所得控除として申告できる制度。
 ※人間ドックやインフルエンザの予防接種など、法令に基づいて行われる健康や疾病予防のための取り組み

○給与収入が2000万円を超える人は、所得税の申告が必要になります。
 ○上記の表にかかわらず、土地・建物・株式売却などの分離課税所得がある人、青色申告の人、住宅借入金等特別控除の適用を初めて受けようとする人、雑損控除がある人、太陽光発電収入のある人、相続などに係る生命保険契約等年金のある人、事業所得や不動産所得などがある人で平成29年中の所得金額の合計額が所得控除合計額を超える人は、イオンモール倉敷会場で申告をしてください。
市県民税・国民健康保険税の申告が必要な人
 申告忘れは、介護・後期高齢者医療保険料の算定に影響する場合があります
 ▼平成30年1月1日現在、総社市内に居住し、所得税の確定申告をする必要がない人で、平成29年中に収入があった人
 ※ただし、次の人は申告をする必要はありません。
 ・所得税の確定申告をしている人
 ・1カ所からの給与収入のみで、年末調整が済んでいる給与支払報告書が勤務先から市へ提出されている人
 ・公的年金等収入のみで、次の①か②に該当する人
 ①昭和28年1月2日以後生まれ、年金収入合計額が98万円以下の人
 ②昭和28年1月1日以前生まれ、年金収入合計額が148万円以下の人
 ▼平成29年中に収入のなかった人(障害・遺族年金のみの人、失業給付のみの人など)で、同居の人の税の扶養になっていない人
 ※この場合でも、国民健康保険に加入している人や非課税証明書の発行が必要な人は、申告をお願いします。
 ▼公的年金収入が400万円以下の確定申告が不要な人で、控除の追加などがある人
 ※公的年金収入合計が400万円以下で、その他の所得が200万円以下の人、所得税の確定申告は不要です。ただし、年金から控除されていない社会保険料の追加や生命保険料の支払い、扶養の追加、医療費控除などがあり、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。また、還付とならない場合でも市県民税・国民健康保険税の申告をしてください。

確定申告書を提出するときには

マイナンバー(12桁)の記載 + **本人確認書類の提示または写しの添付** **が必要です**

本人確認書類の例
 ①マイナンバーカード
 ②通知カード+運転免許証など

マイナンバーカード交付休日窓口 **2月11日(祝) 開設**
 ※要予約。13ページに関連記事



国税庁ホームページ
申告書の作成は 確定申告書作成コーナーで!!

画面の案内に従って金額を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます

詳しくは **国税庁** で検索!

国税庁 確定申告特集 **検索** 確定申告書や医療費控除の明細書の様式がダウンロードできます

申告相談の日程などは次のページに掲載しています